平成 26 年 5 月 16 日

各　位

会 社 名　サ　ン　電　子　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　　山口　正則
（コード番号　6736　東証 JASDAQ）
問合せ先　取　締　役
ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ本部長　　東谷　浩明
電話　0587-55-2201

取締役の株式報酬型ストック･オプションに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを決議し、平成 26 年 6 月 25 日開催の第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

１．目的

企業価値の持続的な発展と株価をより意識した経営を推進する目的で、取締役を対象とした株式報酬型のストック・オプションを導入することといたしました。

２．内容

(1)株式報酬型のストック・オプションの導入

当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が１円の新株予約権）制度を導入し、当社取締役（社外取締役を除く）に対して年額 50 百万円を上限として割り当てます。

当社取締役に対する報酬の総額としましては、従来から、年額 200 百万円以内であり、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

(2)株式報酬型のストック・オプションの内容

①新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、5,000 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当社の普通株式 50,000 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は 10 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払い込み金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

③新株予約権に行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲で設定します。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

以上

（ご参考）

当社は、平成26年6月25日開催予定の定時株主総会終結の時以降、上記と同内容の新株予約権を、当社の連結子会社であるCellebrite Mobile Synchronization, Ltd、Cellebrite USA, Inc及びSUNCORP USA, Incの幹部に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。